

昭和五十九年三月九日 衆議院會議録第九号 昭和五十五年度決算外二件 雇用保険法等の一部を改正する法律案についての坂本労働大臣の趣旨説明

二〇四

つつ、効果的な援助を積極的に実施するとともに、その予算の執行状況の概要を総合的に把握するよう努力すべきである。

4 医療保険制度の問題については、国民が適正な医療を保障されるよう十分配慮すべきである。

5 我が国の民間航空の運航の安全を確保するため、十分に配慮すべきである。

6 高齢者雇用対策については、第四次雇用対策基本計画における定年延長の促進を図るとともに、技術革新による産業構造の変化に対応した高齢者の職業訓練制度の充実を図るべきである。

7 住宅・都市整備公団の未入居住宅や保守管理住宅の問題については、早急にその解決を図るとともに、長期保有土地の適正な有効利用を図るべきである。

8 現在の財政制度の下では、地方公共団体は国の財政運営の影響を強く受けている。政府は、地方公共団体の財政の円滑な運営、特に資金繰りについて十分な配慮をすべきである。

二 昭和五十五年度決算検査報告において、会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、財政運営の健全化を図り、もって国民の信託にこたえるべきである。

以上が議決案の内容であります。

次いで、決算外二件を一括して討論に付しましたところ、自由民主党・新自由国民連合は、決算について議決案のとおり議決することに賛成、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社

党・国民連合及び日本共産党・革新共同は、議決案のとおり議決することに反対の意見を表明されました。

次いで、採決の結果、決算は多数をもって議決案のとおり議決すべきものと決し、国有財産関係二件は、いずれも多数をもって是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) これより採決に入ります。まず、日程第一の各件を一括して採決いたします。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、各件とも委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二及び第三の両件を一括して採決いたします。

両件の委員長の報告はいずれも是認すべきものと決したものであります。両件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり決しました。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福永健司君) この際、内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。労働大臣坂本三十次君。

〔国務大臣坂本三十次君登壇〕

○国務大臣(坂本三十次君) ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

ここ数年、雇用問題をめぐる環境は大きく変わりました。労働人口の高齢化が急速に進んでおり、また、雇用の場が第二次産業よりもサービス業において拡大するなどのいわゆるサービス経済化が進んでおります。さらに、マイクロエレクトロニクスを中心とする技術革新、素材産業などに見られるような産業構造の転換等が進みつつあります。しかも、このような構造的变化は、今後とも一層進展することが見込まれる情勢となつてきております。

政府といたしましては、このような変化に的確に対応し、雇用の安定を図られるよう各般の施策を積極的に推進していくことを基本方針としており、特に雇用保険制度において、その効率的な運営を確保して、失業の未然防止と離職者の再就職の促進を図ることが極めて重要であると考えております。

ところで、このような情勢の変化を背景として、最近における雇用保険の受給者数は年ごとに大幅な増加傾向を示すとともに、高齢者を中心として再就職をする受給者の割合も著しく減少しており、これに伴い、雇用保険財政も急速に悪化しつつあります。このような情勢にかんがみ、雇用保険制度が創設されて十年を経た今日において、これらの構造的な変化に的確に対応し得るものとすよう、その見直しが必要となつてまいりました。

このため、中央職業安定審議会の雇用保険部会に検討をお願いしてまいりましたところ、昨年末に、今後における産業構造や雇用構造の変化に対応しながら、失業者の生活の安定を図り、再就職を促進すると同時に、労使の負担をできる限りふやさないことにも配慮した、現行制度の改善の方向が示されたところであります。

政府といたしましては、この報告書において示された方向及び中央職業安定審議会における議論を踏まえつつ、この法律案を作成し、関係審議会にお諮りした上、提出した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。その一は、失業給付の額の算定の基礎を変更することであり、現行の失業給付の額は、受給者が失業する前の毎月の賃金に加えて、いわゆる賞与等を含んだ総賃金を基礎として算定されて

おります。そのため、給付の額が毎月の手取り賃金や再就職時の賃金に比べて割高になっていて、さらに、賞与等の額は、業種、規模による格差が大きく、また、企業の業績によっても変動があることなどの問題があります。これらの点を総合的に考慮して、賞与等を除いて、毎月の賃金を基礎として失業給付の額を算定するよう改めることといたしております。ただし、賃金の低い受給者層を中心に給付額の最低保障額と給付率の引き上げを図ることにより、この改正による影響を少なくするよう配慮しているところであります。

その二は、給付日数を変更することであり、現行の失業給付の給付日数は、主として受給者の年齢に応じて定められており、比較的短期間で離職する高年齢者を中心として、給付と負担の不均衡が拡大しております。この点を考慮して、給付日数を年齢に応じて定めるという現行の原則は維持しつつも、離職前の勤続期間にも応じて定めることといたしております。

その三は、給付制限期間を変更することであり、現在、雇用保険の受給者のうち自分の都合によって離職した人たちがかなりの割合に上っております。これらの人たちが離職を決定する際の慎重な判断を期待し、また、離職後の再就職意欲を高めることにも配慮して、給付制限期間を延長することといたしております。

その四は、高年齢の被保険者の取り扱いを変更することであり、六十五歳以上の高年齢者は一般に労働市場からの引退過程にあり、その就業希望も多様化しているほか、これらの人たちが通常雇用につく機会も極端に少なくなつております。このような事情にかんがみ、六十五歳以上で離職した人たちに對しては、基本手当を支給するかわりに一時金を支給する制度を創設するとともに、六十五歳以降に新たに就職した人たちは、被保険者とならないことといたしております。

その五は、受給者ができる限り早く就職することとを積極的に奨励しようとするものであります。このため、早期に再就職した受給者には、一定の手当を支給する制度を創設することといたしております。

ります。

その六は、日雇い労働者に対する給付の改善を図ることである。一般被保険者についての失業給付の額を引き上げることに伴い、日雇い労働者の給付金を現行の三段階の上にさらに一段階を設け、四段階制とすることとした。第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正である。

日雇い労働者の給付金を四段階制にすることに伴い、印紙保険料の額を現行の三段階制から四段階制とすることとした。第三は、船員保険法の一部改正である。

その一は、船員保険法について、雇用保険と同様の趣旨から、給付日数を離職前の勤続期間にも応じて定めること、六十歳以上で離職した人たちに對して一時金を支給する制度を創設すること、早期に再就職した受給者に一定の手当を支給する制度を創設することなどである。

その二は、最近における船員保険財政の状況等にかんがみ、失業部門の保険料率を千分の五引き上げるとともに、千分の二を増減した率の範囲内において、厚生大臣がこれを変更することができることとするなどである。

以上が雇用保険法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

雇用保険法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) の趣旨説明に対する質疑

○議長(福永健司君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。網岡雄君。

【議長退席、副議長着席】
【網岡雄君登壇】

○網岡雄君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。まず第一に、雇用保険を考へる際の前提であります雇用失業情勢に対する政府の対策について伺いたいと存じます。

総理府の統計によりますと、昨年の完全失業者は一昨年よりも二十万人ふえて百五十六万人にも上り、完全失業者は前年より〇・二%上昇して二・六%となっております。これは、総理府が昭和二十八年にこの統計をとり始めて以来これまでの最高でありました昭和三十年の二・五%を上回る最悪の数字であります。

失業者の内容を見ますと、二十五歳未満の若年層の失業者は高く、男子四・六%、女子四・五%となっており、また五十五歳以上の高齢者男子の失業者は前年度よりも〇・五%上昇して四・三%となつてゐるのではありません。我が国の労働統計では、その月の最後の週間に一週間でも働いた人たちは完全失業者に含まれていないのでありますから、実際の失業者はもっと多く、問題は発表された数字以上に極めて深刻と言わなければならなりません。

そこで中曾根総理に伺ひたいのですが、総理、この深刻な失業の事態は中曾根内閣の経済政策の失敗によつて生まれた不況が原因であります。この責任を一体総理はどう感じられておられるのであります。また、事態の改善のためにはどのように施策を講じられるおつもりか、お尋ねをいたします。

また、政府は、昨年十月策定の第五次雇用対策基本計画の中で、昭和六十五年度の完全失業率の目安を二%程度に置くこととしておりますが、本当にこの目標を達成する自信があらうのでございまいしょうか。もしあるとするならば、その根拠について明らかにしていただきたいのであります。

次に、ワークシェアリングについて御質問いたします。この数年來、産業ロボットを始め、マイクロエレクトロニクス技術を応用した最新の機器、システムが工場、事務所、店頭を問わず、雇用の場に広く、しかも急速に導入されつつあります。この新しい技術は、雇用削減能力が極めて高く、このまま放置をすれば失業者の増大を招くおそれがあります。このため、ワークシェアリング、つまり仕事の分かち合いという観点から、大幅な時間短縮や休日増加などによつて完全雇用を目指すべきだとの考え方が広まりつつあります。賃金水準の低下を伴わない形でワークシェアリングを推進するということについて、総理は一体いかなる御見解をお持ちでございまいしょうか、お尋ねをします。

また、この点に関連して通産大臣に伺ひたいのであります。我が国の労働条件が欧米諸国に比べて劣悪であること、例えば低賃金に對する批判とともに、年間総労働時間が欧米諸国に比べて二、三百時間も長いことが貿易摩擦の一つの要因であります。我が国の労働条件の向上は、欧米諸国との貿易摩擦を緩和するためにも必要なことではないかと私は考へるのであります。いかがでございまいしょうか、お尋ねする次第であります。

さて、次に私は、雇用保険財政に關連して、政府の財政政策のあり方について御質問を申し上げます。雇用保険法の改正は、雇用保険財政の単年度収支が赤字になつてゐることが契機となつております。赤字はもろろん放置はできません。しかし私は、それ以上に大きな問題点があることを指摘させていただきます。

昨年十二月の雇用保険部会報告書によりますと、失業給付に對する国庫負担額は、昭和五十八年度において三千七百九億圓、五十九年度においては四千五百一十一億圓と推定されるのであります。政府が実際に予算計上した額はそれをはるかに下回り、それぞれ八百億圓、千六百億圓も低いものになつてゐるのであります。また、五十九年度の増減、改正案により国庫負担額は現行より約五百億圓余り削減されるといたしましたが、なお千億圓近く不足が見込まれるのであります。

このように異常に過小な予算計上を行つたのは、雇用保険財政の実態を無視し、無理やりゼロシリングを押しつけた結果にはかなりありません。このような財政の運営は、社会保障制度を軽視し、雇用保険法の精神を無視するものと言わざるを得ません。そこで、私は、大蔵大臣にお尋ねをいたします。

このように当初から不足することがはつきりしておるにもかかわらず、無理やりゼロシリングに近づつてしまふを合はせるため故意に過小な予算計上をすることは、財政法上重大な疑義があると思ひますが、大蔵大臣の所見を伺ひます。

さらに、五十九年度の失業給付に對する国庫負担が三たび不足を生じ、予備費から受け入れるような事態はないものと確信しておられるのかどうか。もし、受け入れられる事態が生じた場合は、いかなる政治的責任をとられようとするのか、この際、明らかにしていただきたいと存する次第であります。

また、労働大臣、あなたは、これらの問題について、担当大臣としてどうお考えなのか、お尋ねをいたします。ともかく、現状では、財政あつて国民なし、大蔵省あつて労働省なしと言われてもいたし方ないと思ひますが、いかがでございまいしょうか。お答えをいただきたいのであります。(拍手)

さて最後に、私は、雇用保険法改正の内容について御質問をいたします。

まず第一に、改正案は、失業給付額の算定から夏期、年末一時金を除外するなど給付水準を引き下げることにしてゐるのであります。これは雇用保険財政の赤字解消の負担を弱者である失業者に押しつけようとするもので、失業保険制度の趣旨に反した本末転倒の措置と言わなければならぬと思ひますが、この点、いかがお考えなのか、お尋ねする次第であります。(拍手)

第二に、改正案は、高齢者の扱いを大幅に改悪し、六十五歳以上の新規就職者は保険対象から除外し、六十五歳以上の離職者は、失業給付にかえて一時金を支給することとし、保険料免除年齢も六十歳以上から六十四歳以上に引き上げることとしたのであります。高齢者を無理やり引退に追い込むものとするもので、憲法二十七条のすべての国民は勤勞の権利を有するという勤勞権を否定するものと存じますが、この点について

昭和五十九年三月九日 衆議院會議録第九号

雇用保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する網羅離君の質疑

二〇六

て、労働大臣の明確な御答弁を賜りたいものであります。(拍手)

第三に、改正案は、給付日数について現行法では年齢別に一律に定めているのを改め、被保険者期間を加味することとしたしております。

しかし、この際特に指摘しなければなりませんことは、十年前の雇用保険法制定の際、政府は、給付日数は再就職の難易度に応じて定めるべきであるとして、旧失業保険法が被保険者期間によって給付日数を定めていたものを取りやめ、中高年齢者に厚い年齢別一律支給の制度を導入したという経緯があります。わずかに十年足らずして、しかも今日、中高年齢者の就職難は一層深刻になっていくものもあからず、これをみずから否定しようとするものであります。これをまさに朝令暮改と言わざるを得ません。(拍手)このような御都合主義の政策変更は、勤労国民に著しい不安と政府への不信を抱かしてしまいます。この責任についてどうお考えになるのか、労働大臣の所見をお伺いいたします。

第四に、本改正案は現行制度を根本的に改革しようとするものであるにもかかわらず、民意反映の一つの機関である中央職業安定審議会雇用保険部会での審議をわずか三カ月で強引に結論を出したことは、世論を無視するものとして見逃すことはできません。これほどの改革をするならば、十分審議検討の時間が必要であったと思うのであります。この点についてお尋ねをいたします。

以上のとおり、本改正案は幾つかの重要な問題点を抱えた雇用保険法改悪案であります。この際、政府は、本改正案を撤回し、制度改革について検討し直すべきであると存じますが、総理、労働大臣の簡明率直な御答弁を賜りたいと存ずる次第であります。

政府の賢明な措置を心から期待しつつ、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 網羅離君にお答えをいたします。

最初の御質問は、雇用の安定を図るための基本政策についての御質問でございます。

最近の雇用情勢は厳しい情勢がまだ残っておりますものの、景気の回復を機に改善の動きが少しずつ見えております。今後におきましても、財政と一体となった適切な金融政策あるいは経済運営あるいは民間活力の増大等々の政策を巧みに組み合わせ、現在の事態に対応していくつもりでございます。特に、第五次雇用対策基本計画に基づきまして、失業の予防、再就職のあっせん等の雇用対策を推進し、雇用の安定を図ってまいります。

次に、第五次雇用対策基本計画の目標達成の見通しにかん、こういう御質問でございますが、最近の雇用失業情勢は、なお厳しさを残しているものの、やや改善の兆しを見せておりますが、この勢いに乗りまして、現在の状態を打開するように全力を尽くしてまいります。中長期的には、適度の経済成長を維持するとともに、高齢化の進展や産業構造の転換等の構造変化に対応した雇用対策を積極的に推進いたしまして、昭和六十五年度の完全失業率を二〇程度を目安としてできるだけ低くするように努力してまいり、目標達成は努力によって可能であると考えております。

次に、いわゆるワークシェアリングの御質問でございますが、このワークシェアリングの問題は、仕事の量と所得の分配の問題とかち合う問題でもございまして、もし一定の仕事量といたしますれば、労働者が多くなれば一人当たりの賃金水準が下がる危険性なしといたしません。もし賃金水準を維持するとするならば、いかなる方法があり得るであろうか、そういう問題がございまして、その具体化に当たりましては、我が国の雇用賃金慣行等も踏まえ、労使のコンセンサスの形成が必要であります。今後の検討課題としていきたいと思っております。

なお、本案撤回の意思はございません。(拍手)

残余の答弁は関係大臣からいたします。

○国務大臣(竹下登君) 雇用保険制度を改正しても国庫負担額に不足が生じると思われる、予算計上は不足のないように行いべきである、従来も

間々そういうことがある、こういう御指摘でございます。

雇用保険法では、日雇労働者給付金以外の求職者給付に要する費用につきましては原則として四分の一を国庫が負担する。五十九年度においては、被保険者期間を勘案した所定給付日数の設定、そして再就職手当の創設等の制度改正が行われる。そこで五十九年度予算における雇用保険国庫負担金は、このような制度改正の効果も織り込んだ後の求職者給付費を積算いたしまして、その四分の一について計上しているものであります。したがって、御指摘のような不足が生じるような事態にはならない、このように考えます。(拍手)

○国務大臣(坂本三十三次君) 失業給付に対する国庫負担金の問題と今回の改正の契機についての御質問にお答えをいたします。

最近の就業及び産業面における情勢の変化を背景として、雇用保険の受給者数は年ごとに大幅な増加傾向を示しております。とくに、中高年齢者を中心として再就職をする受給者の割合も著しく減少しており、これに伴い雇用保険財政も急速に悪化するなど、制度をこれらの構造的な変化に的確に対応するものとするよう、その見直しが必要になってきております。

そこで、今後における産業構造や雇用構造の変化に対応しながら、失業者の生活の安定を図り、再就職を促進すると同時に、労使の負担をできる限りふやさないとともに配慮しながら現行制度を改善することとしたものであります。この結果、五十九年度予算案においては、国庫負担金は前年度予算とほぼ同額となったものであります。今後とも必要な国庫負担金の確保については努力をいたしてまいります。

給付日額の算定の基礎から賞与などを除くことについての御質問がありました。

現行の失業給付は、いわゆる賞与等を含んだ総賃金を基礎として算定されております。そのため、給付額が毎月の手取り賃金や再就職時の賃金の額に比べて割高になっていること、さらに賞与等の額は業種、規模により格差が大きく、また企

業実績によっても変動があることなどの問題があります。今回の改正案では、このような事情を考慮して、賞与等を賃金日額の算定基礎から除くこととしたわけでありました。

次に、六十五歳以上の中高年齢者の取り扱いについて御質問がありました。

中高年齢者の雇用対策は、今後ますます重要なものとして取り組んでいくけれども、六十五歳以上の中高年齢者となりますと、一般に労働市場からの引退過程にあり、通常の雇用につくことを希望する者も著しく減少をしております。このような事情にかんがみ、六十五歳以上で離職した人たちに對しては、基本手当を支給するかわりに一時金を支給する制度を創設することといたしまして、六十五歳以降に新たに就職した人たちは被保険者とならないというようにしております。

雇用保険の給付日数を被保険者期間をも考慮したものにすることについての御質問がございました。

現行の雇用保険の給付日数は、受給者の年齢等に応じて定められていたものであります。近年、比較的短期間で離職する中高年齢者を中心として、給付と負担の不均衡が拡大をしております。この点を考慮して、給付日数を年齢に応じて定めるといふ現行の原則は維持しながらも、離職前の勤続期間にも応じて定めるということにいたしましたわけでありました。

次に、今回の改正は余りにも短期間で結論を急ぎ過ぎたのではないかとという御質問がございました。

今回の雇用保険制度の改正に当たっては、公労使の三者で構成される中央職業安定審議会の雇用保険部会において、昨年十月から十二月にかけて九回にわたる慎重に検討を重ねていただいたものであります。その間、主要諸外国の失業保険制度も参考としながら、現行雇用保険運営の問題点の分析と将来のこれに基づく改善の方向について熱心な検討をしていただき、報告書が提出されたところでございますが、またその後、中央職業安定審議会においても、この報告書を踏まえ四回にわたり審議が行われたものでございまして、必要な

検討が行われたものだと思っております。

この改正案は、このようないきさつを経て作成したものであり、私としては、できる限り早期にこの改正案により雇用保険制度の改革を図ることといたしてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣小此木三郎君登壇〕

○国務大臣(小此木三郎君) 貿易摩擦解消のためにも労働条件の改善が必要と考えるが、通産大臣の見解いかんということでございますが、我が国の労働時間が欧米諸国より長いのは事実であります。賃金水準は、米国の水準に比べ低いが、ほぼヨーロッパ諸国並みとなっております。

そこで、貿易摩擦の原因にはさまざまな要因があると考えられますが、中でも技術革新の進展、設備の近代化等による我が国産業の国際競争力の優位によるものが大きいと考えております。労働条件の改善につきましては、通産省としてその重要性を認識しているわけでございますが、いずれにせよ、労使の自主的な話し合いに任せられるべきものと考えます。

以上でございます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 橋本文彦君。

〔橋本文彦君登壇〕

○橋本文彦君 私は、公明党・国民会議を代表して、雇用保険法等の一部を改正する法律案について、内閣総理大臣並びに関係大臣に質問いたします。

一 国の経済社会において労働者に職場が確保されていることは極めて重要なことであると同時に、その労働者個人にとっても働き場所のあるなしは大問題であり、職を失うことは場合によつてはその人の人生をも左右しかねない問題に発展すること、これは論をまたないところであります。しかし、現実には常に失業という問題が存在しております。

雇用保険法が制定されて十年が経過しようとしておりますが、失業者に保険金を給付して、その生活の安定を図ることを大きな目的としておりまして従来の失業保険法に對しまして、昭和四十九年に制定された雇用保険法は、その目的として、

単に失業者の生活を安定させるというだけにとどまらず、積極的に失業の予防を高く掲げました。

また、不幸にして失業した場合に、職を求める活動を容易にするため、雇用の機会を増大させ、その就職を促進させるものとし、さらに、雇用構造の改善や労働者の能力の開発向上、そのほか労働者の福祉の増進を図る。また、その目的を達成するために必要な事業を行つていく。こうしたことにより、量的にはもちろんのこと、質的な意味においても完全雇用を達成しようとするものであります。ところが、長引く不況により、失業問題は深刻の度を加えつつあるのが実情であります。

総理は、先ほど景気はどんどん浮揚していると言いましたけれども、本年一月には失業者数は百六十五万人に上っております。完全失業率は二・七三を示しております。昨年十二月に比較いたしますと〇・一ポイント上昇しております。とりわけ女子の完全失業率は二・八九の高率を示し、統計史上最悪の数値を示したことが総理府統計局から発表されております。また一方で、一月度における有効求人倍率は〇・六四倍と依然として低迷を続けており、雇用情勢は甚だ厳しい状況下にあることを物語っております。

こうした不況の中で、雇用保険財政は失業者の増加に伴い急速に悪化し、昭和五十七年度にはついに二百十七億円の赤字を出し、健全財政から赤字財政に転落しております。これは、何ら有効な景気浮揚対策を講じない政府の無為無策による当然の帰結であると断ぜざるを得ません。(拍手)

この点について、総理は、雇用情勢の厳しい、しかも深刻な現実に対して、国としていかなる景気浮揚対策を講じようとなさるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

労働大臣にお尋ねいたします。

第一点は、さきにも申しましたように、雇用保険法が制定されて十年が経過するわけですが、過去の失業保険法が単なる失業給付金の支給を目的としていたのと異なり、雇用保険法は、失業保険制度の全般的な見直しを図って、労働環境、社会情勢の変化にも対応できるよう、そして失業の予防に力点を移した制度として発足したにもかかわ

らず、現時点においてこの制度が十分機能しているとはどうしても考えられません。雇用保険受給者が年間七万人も増加するという現実、しかも現在の受給者は八十五万人にも及んでおります。この数値から見ると、制度本来の失業予防という目的を大きく外れていると考えます。失業の増大、ひいては受給者の増大をもたらしている現状をどのようにお考えでしょうか。

第二点は、今回の改正の意図がどこにあるかというところでございます。

昭和五十七年度に二百十七億円の赤字が出た、本年度はそれを上回る赤字が出そうだと理由から、赤字に転落したことと重点を置いた、いわゆる赤字財政立て直しあるいは赤字解消のための改正なのか。法案の中身を見ますと、一時的な財源を得るための小手先の部分改正であると思えません。それとも、労働大臣の先ほどの趣旨説明にもありましたように、人口の高齢化、第三次産業の拡大、女子の職場進出などの雇用失業情勢の構造的変化に対応すべく、制度本来の失業予防という大目的をもう一度見直すための制度的改正なのか、この際明確にしたいのだと思います。

なお、この赤字転落に関しまして大蔵大臣にお尋ねいたします。

この雇用保険制度は、失業給付費負担について、国の原則として給付費の四分の一を負担することになっておりますが、例外として、赤字の場合、三分の一まで負担してもいいことになっております。赤字に転落した現在、国は失業給付費について三分の一まで負担するお考えがございませうか、お尋ねいたします。

第三点は、将来の雇用の見通しであります。

第五次雇用対策基本計画は、将来の雇用の見通しとして、完全失業率を二％にとどめるとい位置づけをしております。ところが、オイルショック以降現在まで、年々失業者数が増加しております。その中でも高齢者の失業がとりわけ深刻であります。そのまま推移するならばこの雇用基本計画は現状に合わなくなり、見直しが迫られることは必定でございます。失業者の増大はすなわち保

険給付の増大に必然的につながってまいります。

そこで、将来の雇用の見通しをどのように考えておられるのか、将来の雇用政策をお尋ねいたします。

第四点は、高齢者問題でございます。

このたびの改正案では、六十歳前半層の高齢者に対し、短時間勤務希望者が増大していることに着目し、この六十歳前半の年齢層の受給者を短時間勤務に雇い入れる事業主に助成金制度を設けての高年齢短時間労働者雇用助成金制度は、パート労働者に広い門戸を与えるという点では評価できますが、しかし、六十歳以上の高齢者の失業については基本手当の支給を打ち切ってしまうこと、さらに六十歳以降新たに就職する場合に被保険者とならないなどの理由はどこにあるのでしょうか。六十五歳はいわゆる就労引退年齢なのでしょうか。近い将来高年齢化社会が到来することは周知の事実でございます。にもかかわらず、高齢者の労働を国として必要としないあるいは認めないというのには、時代に逆行する施策ではないでしょうか、お尋ねいたします。

この点については、厚生大臣にお尋ねいたします。高齢者の雇用政策につきましては、厚生省としても非常な御関心があるかと思われまします。大臣の率直な御意見を公開かせ願ひます。

第五点は、賞与が給付金の算定から外されるといふ点です。

賞与は生活給としての性格が今や固定しておりますが、今回の改正では、賞与は総賃金の基礎として算出される範囲から除外されることになりました。これでは保険給付金の重大な低落につながり、ただでさえ苦しい失業者の生活を圧迫することになります。改正案の支給最低限度額引き上げでカバーされるとお考えなのでしょうか。納得できません。そこで、賞与を総賃金基礎に算入しないとする理由及び算入しないことによりどれだけ財政上負担が減少することになるのか、お尋ねいたします。

昭和五十九年三月九日 衆議院會議録第九号 雇用保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する橋本文彦君の質疑

今回の改正では失業給付金算定の対象外とするというところは、制度として矛盾することにならないでしょうか。もし賞与を給付の基礎に算入しないのであるならば、賞与からは保険料を徴収しないことが制度としての整合性にならうと思いますが、いかがでしょうか。

終わりに、今後ますますマイクローエレクトロニクスあるいはロボット化等の先端技術の発展が見込まれます。したがって、雇用失業情勢の構造的変化はさらに激しくなることも十分予想されるところであります。今回の改正は失業予防という観点からは余りにも近視眼的であり、将来の展望を欠いていると言わざるを得ません。構造変化に対応できる抜本的な制度改正が必要な時期に來ているのではないのでしょうか。この点をお尋ねして、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣中曾根康弘君登壇)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 橋本文彦君にお答えいたします。

失業対策、景気浮揚対策いかにという御質問でございます。

最近の統計における失業者数の増大の一つの原因を見ますと、家庭婦人で職業を持ちたいという希望の方がかなりふえてきておるようです。ローシの返済とか子供の教育費とか、そういうことで働きに出たいという意思を持つておる方が職業がない、これがやっぱ数字に出てきておるのであると、これのこと、それからもう一つは、高齢化社会に伴いまして、これらに対する対策が必要であるように思われます。

したがって、新しい失業対策につきましましては、これらの希望を持つておる方々に対するニーズに合った職業、職種を推薦したりあつせんするということが非常に重要に思われます。そういう点につきましては、今後ともきめ細かい政策を進めてまいりたいと思っております。一般的に、景気を回復して、それによって雇用を増大させるということとは常道であると思いますが、今後とも政府としては、機動的な財政経済政策の一体的運用あるいは物価の安定的基調を維持いたしまして、民間需要を中心にして民間活力を増大さ

せつつ内需中心の経済成長を達成いたしまして雇用対策を充実させてまいりたいと思っております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

(国務大臣竹下登君登壇)

○国務大臣(竹下登君) 雇用保険法では、日雇労働者給付金以外の求職者給付に要する費用につきまして、原則として四分の一を国が負担する、しかし、その費用の四分の三相当額が一般保険料徴収額を超える場合には、国庫負担率の限度を三分の一として、その超過額を国庫が負担するいわゆる高率負担制度が御指摘のように設けられておりました。この高率負担分につきましては、五十七年度末に発生したものであるについては、五十八年三月八日大蔵大臣決定、予備費使用によって措置をいたしております。(拍手)

(国務大臣坂本三十三次君登壇)

○国務大臣(坂本三十三次君) 現行雇用保険制度が現下の雇用失業情勢に対応し切れていないのではないかと御趣旨の御質問でございます。

雇用保険制度は、失業者の生活の安定とその再就職を促進し、あわせて失業の予防を図ることを目的として発足したものであります。しかしながら、その後の高年齢労働者の急速な増加、産業構造の転換、サービス経済化、女子の進出等々雇用失業情勢の構造的な変化を背景として、雇用保険の受給者数は年ごとに大幅な増加を示しておりますとともに、高年齢者を中心として再就職する受給者の割合も著しく減少をいたしております。そのため現行雇用保険制度について見直しが必要となり、今後は、このような雇用情勢の変化に的確に対応して失業者の再就職の促進機能を強化するなどして、その効率的な運営が確保されるよう制度自体を改めることが必要であると考えております。

次に、失業予防等の観点から、より抜本的な制度改正を行うべきであるという趣旨の御質問がございました。

今回の改正案は、最近の雇用情勢の構造的変化に的確に対応して、離職者の再就職の促進を図るとともに、制度の効率的な運営を確保することを

目的にしたものでありまして、中央職業安定審議会雇用保険部会の検討の結果示された改善の方向や、また同審議会の論議を踏まえつつ、中長期的な観点から作成したものであります。

なお、雇用失業情勢の構造的変化に対処しつつ、失業の未然防止と離職者の早期再就職を図ることは、雇用保険法の改正のみならず、雇用対策全般の目標であります。このため、中央職業安定審議会に雇用対策基本問題小委員会を設け、具体的な検討を進めることといたしております。

その次の御質問は、今後の雇用の見通しと将来の雇用対策についてでございます。

最近の雇用失業情勢は、なお厳しさを残してはおるものの、景気の回復を背景に改善の動きを示しており、昭和五十九年度においては完全失業率は低下に向かうものと見込まれております。中長期的には、適切な経済運営により適度の経済成長を維持するとともに、第五次雇用対策基本計画の趣旨に沿って雇用対策を積極的に推進をし、計画の最終年度である昭和六十五年度の完全失業率を二〇程度を目安としてできるだけ低くするよう努めてまいりたいと思っております。

それから、六十五歳以上の高年齢者の取り扱いについてお尋ねがありました。

高年齢者の雇用対策は、今後ますます重要なものとして取り組んでいきますが、六十五歳以上の高年齢者となると、一般に労働市場からの引退過程にありまして、その就業希望も多様化しているほか、これらの人たちが通常雇用につく機会も極端に少なくなっております。このような事情にかんがみ、六十五歳以上で離職した人たちに對しては、基本手当を支給するかわりに一時金を支給する制度を創設したものであります。しかしながら、就業を希望する六十五歳以上の人たちに對しては、国としても、公共職業安定所における職業紹介活動に努めるほか、全国主要都市において高年齢者職業相談室を設置運営するなど必要な援助は今後とも一生懸命やっていきたいと思っております。

それからボーナスを給付の算定基礎に含めないことによる失業給付額の減少についての御質問が

ございました。

今回の改正では、ボーナスを給付の算定基礎に含めないこととする一方で、低所得者を中心として給付率及び最低保障額の引き上げを行うこととしております。昭和五十九年度予算案では、差し引き約三百五十億程度の減となると思われま

す。

保険料の徴収の基礎にボーナスを含むか否かは、給付財源の調達の問題にかかわることでありまして、仮にボーナスを除外して徴収するとすれば、毎月の賃金から徴収する保険料を相当引き上げなければならぬことに相なります。したがって、ボーナスを含めて徴収する現行の取り扱いの方が保険料負担のあり及び徴収方法としては妥当ではないかと考えております。(拍手)

(国務大臣渡部恒三君登壇)

○国務大臣(渡部恒三君) 働く意思と能力のある高齢者にその能力と経験を生かした職の確保を図ることは、高齢者の生活の安定と生きがいのある生活を保障する上で極めて重要であると考えております。このような考え方に基き、厚生省としては、老人福祉対策事業の一環として、都道府県社会福祉協議会等に高齢者無料職業紹介所を設置し、六十五歳以上の高齢者について就労のあつせんに努めておるところであります。今後ともこれら施策の一層の推進に努めてまいります所存であります。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

午後三時二十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
大蔵大臣 竹下 登君
厚生大臣 渡部 恒三君

昭和五十九年三月九日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

二一〇

石原慎太郎君	左藤 恵君	伊藤 昌弘君	渡辺 朗君	池田 克也君	大久保直彦君	中西 啓介君	小坂徳三郎君
奥野 誠亮君	大西 正男君	相沢 英之君	衛藤征士郎君	伊藤 昌弘君	渡辺 朗君	額賀福志郎君	桜井 新君
山口 敏夫君	工藤 巖君	奥野 誠亮君	大西 正男君	三浦 隆君	小井 忠君	水谷 弘君	玉城 栄一君
農林水産委員		金子 一平君	熊川 次男君	熊川 次男君	谷垣 禎一君	一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
武田 一夫君	補欠	山口 敏夫君	綿貫 民輔君	綿貫 民輔君	小澤 克介君	予算委員	
矢野 絢也君	矢野 絢也君	武藤 山治君	伊藤 昌弘君	水谷 弘君	玉城 栄一君	経塚 幸夫君	津川 武一君
予算委員		渡辺 朗君	伊藤 昌弘君	神田 厚君	水谷 弘君	一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
石原慎太郎君	補欠	池田 克也君	大久保直彦君	神田 厚君	神田 厚君	運輸委員	
奥野 誠亮君	中川 昭一君	大久保直彦君	池田 克也君	渡辺 朗君	神田 厚君	河村 勝君	永末 英一君
山口 敏夫君	平林 鴻三君	池田 克也君	池田 克也君	玉城 栄一君	神田 厚君	科学技術委員	永末 英一君
大久保直彦君	甘利 明君	池田 克也君	池田 克也君	渡辺 朗君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
矢野 絢也君	武田 一夫君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
甘利 明君	山口 敏夫君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
中川 昭一君	石原慎太郎君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
平林 鴻三君	奥野 誠亮君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
長田 武士君	大久保直彦君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
武田 一夫君	矢野 絢也君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
議院運営委員		池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
沼川 洋一君	補欠	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
大久保直彦君	大久保直彦君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
地方行政委員		池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
工藤 巖君	補欠	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
左藤 恵君	宇野 宗佑君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
中川 昭一君	海部 俊樹君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
宇野 宗佑君	工藤 巖君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
海部 俊樹君	左藤 恵君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
村田敬次郎君	中川 昭一君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
法務委員		池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
衛藤征士郎君	補欠	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
大西 正男君	相沢 英之君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
熊川 次男君	奥野 誠亮君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
谷垣 禎一君	金子 一平君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
綿貫 民輔君	三原 朝雄君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
小澤 克介君	山口 敏夫君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君
	武藤 山治君	池田 克也君	池田 克也君	神田 厚君	神田 厚君	永末 英一君	河村 勝君

日本体育・学校健康センター法案

一、去る二月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

東家 嘉幸君 補欠 兼山 登生君

一、去る三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

上西 和郎君 補欠 木間 幸君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

中川利三郎君 補欠 不破 哲三君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

工藤 晃君 補欠 中川利三郎君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

河村 勝君 補欠 永末 英一君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

河村 勝君 補欠 永末 英一君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

河村 勝君 補欠 永末 英一君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

河村 勝君 補欠 永末 英一君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

河村 勝君 補欠 永末 英一君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

河村 勝君 補欠 永末 英一君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

河村 勝君 補欠 永末 英一君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

河村 勝君 補欠 永末 英一君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

河村 勝君 補欠 永末 英一君

組織工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

昭和五十八年度一般会計予備費使用調書(その1)

昭和五十八年度特別会計予備費使用調書(その1)

昭和五十八年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

(内閣提出第三二号) 以上三件 地方行政委員会 付託

国有林野法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

農林水産委員会 付託

昭和五十八年度一般会計予備費使用調書(その1)

昭和五十八年度特別会計予備費使用調書(その1)

昭和五十八年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出)

昭和三十九年度一般会計予備費使用調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予備費使用調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度一般会計予備費使用調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予備費使用調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和三十九年度特別会計予算総則(その1)

昭和五十九年三月九日 衆議院會議録第九号

昭和五十五年度決算に関する報告書 昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

昭和五十五年度 二二二

る。

また、財政法第十五条第二項の規定に基づくものは、年度末現在一四三億二、三四五万四千余、前年度末に比し、二〇億二、六九万四千余減少している。

2 保証債務及び損失補償債務の負担額は、年度末現在八兆七、五七六億六、八二三万四千余、前年度末に比し、一兆六、四九八億九、〇一一万四千余増加している。

(二) 特別会計

昭和五十五年度の特別会計の数は三十八であつて、その決算額の合計は、歳入九六兆八、八九六億二、六九六万四千余、歳出八三兆九、四六四億五、九四〇万四千余、翌年度繰越額四兆四、九八四億五、二二三万四千余、不用額六兆九、一八八億一、二八七万四千余である。

債務負担額は、年度末現在二五兆二、一二二億六、九七三万四千余、前年度末に比し、三兆二、五三一億七、二七一万四千余増加している。

そのうち、借入金及び短期証券の年度末現在額は、それぞれ一兆一、八九七億五、七二九万四千余、一兆八、五九四億七、三〇〇万四千余である。

(三) 国税収納金整理資金

国税収納金整理資金の受入は、収納済額二七兆七、二〇四億二、〇三九万四千余、同資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は、二七兆六、八二〇億八、五七四万四千余、その差額三八四億一、一八二万四千余が昭和五十五年度の資金残額となつてゐる。

これは、主として国税に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

(四) 政府関係機関

昭和五十五年度の政府関係機関の数は十五で、その決算額の合計は、収入二〇兆九、五八一億八、〇六六万四千余、支出二〇兆七、五三五億四、三九七万四千余である。

二 議決の内容

昭和五十五年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払

計算書及び政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決した。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返して政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の果がつかないのは、まことに遺憾である。

(一) 昭和五十五年年度決算審査の結果、予算の効率的執行が行われず、所期の成果が十分達成されていまいと思はれる事項が見受けられる。

左の事項がその主なものであるが、政府はこれらについて、特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

1 会計検査院の検査の充実強化については、本院において数回にわたり議決を行つてきたところである。

政府は、会計検査院の検査の充実強化が行政改革との関連においても重要な課題であることにかんがみ、今後とも会計検査の実施に当たつては、その目的が十分達せられるよう所要の措置を講ずべきである。

2 登記所については、登記簿等の管理の適正を図るため、管理体制の充実強化等必要な措置を講ずべきである。

3 政府開発援助(ODA)は、経済協力の中核をなすものであるが、その援助に当たつては、相手国の発展的段階、開発ニーズ、我が国との全般的関係等を総合的に勘案し、効果的な援助を積極的に実施するとともに、その予算の執行状況の概要を総合的に把握するよう努力すべきである。

4 医療保険制度の問題については、国民が適正な医療を保障されるよう十分配慮すべきである。

5 我が国の民間航空の運航の安全を確保するため、十分に配慮すべきである。

6 高齢者雇用対策については、第四次雇用対策基本計画における定年延長の促進を図るとともに、技術革新による産業構造の変

化に対応した高齢者の職業訓練制度の充実を図るべきである。

7 住宅・都市整備公団の未入居住宅や保守管理住宅の問題については、早急にその解決を図るとともに、長期保有土地の適正な有効利用を図るべきである。

8 現在の財政制度の下では、地方公共団体は国の財政運営の影響を強く受けてゐる。政府は、地方公共団体の財政の円滑な運営、特に資金繰りについて十分な配慮をすべきである。

(二) 昭和五十五年年度決算検査報告において、会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それは正の措置を講ずるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

(三) 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当たつては、本院の決算審査の経過と結果を十分考慮して、財政運営の健全化を図り、もつて国民の信託にこたえるべきである。

昭和五十九年三月五日

衆議院議長 福永 健司 財政委員長 横山 利秋

昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、昭和五十五年度において増加または減少した国有財産及び年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたものである。

昭和五十五年度中の国有財産の増加額は、七兆四、一七五億八、五一九万四千余、同じく減少額は、二兆四〇二億八、九七六万四千余で、差引純増加額は五兆三、七七二億九、五四三万四千余である。

これを前年度末現在額二八兆三、〇五三億四、七二七万四千余に加算すると、年度末現在額は三三兆六、八二六億四、二六一万四千余である。

そのうち、行政財産は、二〇兆二、八二九億九、三〇八万四千余、普通財産は、一三兆三、九六六億四、九五二万四千余である。

その主な内訳は、土地一〇兆四、六五〇億七、一二五万四千余、政府出資等一〇兆四、一九九億五、〇一三万四千余、建物四兆二、八四四億八〇八万四千余、立木竹四兆二、一億五、四二〇万四千余、工作物三兆四、六〇〇億七、五六一万四千余である。

また、増減の主なものは、増において、土地三兆四、二七二億二、八三三万四千余、政府出資等二兆一、二四四億二、八〇三万四千余、建物九、一五一億九、〇七七万四千余であり、減においては、政府出資等七、六七八億四、二二五万四千余、航空機四、三八六億八、三一一万四千余、工作物三、〇五五億五、三三三万四千余である。

なお、昭和五十六年三月三十一日現在で行つた国有財産合帳価格の改定による増減額を含んでいる。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

昭和五十九年三月五日

衆議院議長 福永 健司 財政委員長 横山 利秋

昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、昭和五十五年度における国有財産無償貸付状況の報告で、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたものである。

昭和五十五年度中の無償貸付の増加額は、二、八一四億九、三三六万四千余、同じく減少額は、九〇五億九、三三七万四千余で、差引純増加

額は一、九〇八億九、九四八万四千余である。

これを前年度未現在額四、〇四七億八、九六一万四千余に加算すると、年度未現在額は五、九五六億八、九一〇万四千余である。

その主な内訳は、公園の用に供するもの五、八四四億七、五八八万四千余、墓地の用に供するもの二〇億七、九九九万四千余である。

また、増減の主なもの、公園の用に供するもので、増が二、七七六億八、七四三万四千余、減が八八七億八、二六九万四千余である。

なお、昭和五十六年三月三十一日現在で行った国有財産の台帳価格の改定による増減額を含んでいる。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

昭和五十九年三月五日

決算委員長 横山 利秋
衆議院議長 福永 健司殿

去る六日及び昨八日は、会議を開くに至らなかったため、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第七号

昭和五十九年三月六日(火曜日)

午後一時開議

第一 昭和五十五年一般会計歳入歳出決算

第二 昭和五十五年特別会計歳入歳出決算

第三 昭和五十五年国保税納金整理資金受払

計算書

昭和五十五年政府関係機関決算書

第二 昭和五十五年国有財産増減及び現在額

総計算書

第三 昭和五十五年国有財産無償貸付状況総

計算書

議事日程 第八号

昭和五十九年三月八日(木曜日)

午後一時開議

- 第一 昭和五十五年一般会計歳入歳出決算
昭和五十五年特別会計歳入歳出決算
昭和五十五年国保税納金整理資金受払
計算書
- 第二 昭和五十五年政府関係機関決算書
昭和五十五年国有財産増減及び現在額
総計算書
- 第三 昭和五十五年国有財産無償貸付状況総
計算書

衆議院会議録第七号中正誤

ベシ 段 行 誤

一七 三 八 明快に考えて

一五 二 末三 主要諸外国

一三 四 九 ちろん

一七 二 云 調査方法

正

明快に考えて

主要諸外国

もちろん

調査の方法

昭和五十九年三月九日 衆議院會議録第九号

一一四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五二 四二二(大代) 千 105

定価 一〇部